

東電福島第一原発での被ばく限度の適用について

23/3/14 特例省令	11/1 改正特例省令 + 電離則第7条	ステップ2完了 (12/16) 電離則第4条・第7条 + 特例省令廃止省令の経過措置	24/5/1 電離則第4条・第7条
緊急作業 期間中 250mSv (特例省令)	11/1 より後に 緊急作業 に従事 する者	50mSv/年かつ100mSv/5年 〔電離則第4条 (通常被ばく限度)〕	
	緊急作業期間中 100mSv (電離則第7条(緊急被ばく限度)) <small>原子炉冷却、放射性物質放出抑制 設備のトラブル対応作業従事者</small> 緊急作業期間中 250mSv(改正特例省令)		
	11/1 以前から 緊急作業 に従事し ていた者	<small>原子炉冷却、放射性物質放出抑制設備の 機能の維持のための作業従事者</small> 緊急作業期間中 100mSv(電離則7条) <small>原子炉冷却、放射性物質放出抑制設備の機能の維持の ための作業の実施のために必要不可欠な高度な知識経験 を有する者で、100mSvを超える線量を被ばくした者</small> H24.4.30までに限り、緊急作業期間中 250mSv (特例省令の廃止省令の経過措置) 東電の社員のみ(約50人)	